



# 事務所だより

Vol.40

SUMMER  
2015

〒530-0047 大阪市北区西天満1丁目7番20号 JIN·ORIXビル6階

編集・発行：山口法律会計事務所

TEL 法律部門：06-6361-3234

税務部門：06-6361-3224 FAX 法律・税務共通 06-6361-0096

URL <http://yamaguchi-law.jp>

E-mail office @ yamaguchi-law.jp (2015年7月27日発行)

二〇一五年 盛夏



「シーサー」沖縄・竹富島 (撮影 吉田光範)

税理士	弁護士	弁護士	弁護士	弁護士	弁護士	弁護士
山口裕之	山崎直美	藤原智絵	東尚吾	山口昌之	斉藤真行	山口健一

## 暑中お見舞い申し上げます

1945年6月23日は、沖縄戦で組織的戦闘が終わったとされる日です。沖縄では毎年この日を「慰霊の日」として、沖縄の全戦没者を悼む「追悼式」が行われます。

沖縄戦は、米軍の本土進行を遅らせるために、沖縄を「捨て石」にする作戦をとったためにおきました。沖縄県民の4人に1人の市民が戦争に巻き込まれ、命を落としました。住民を守るべき軍が、住民を盾に戦い、集団自決を強要した例もありました。沖縄戦末期の6月、海軍総司令官太田中将は「沖縄県民斯く戦えり、県民に対し後世特別のご高配賜ることを」と、海軍総司令部に打電しました。

しかし、「特別の『ご高配』」どころか、沖縄は、1951年のサンフランシスコ平和条約で、アメリカの施政権下におかれ本土復帰は1972年でした。

この間、銃剣とブルドーザーで土地が奪われ、基地が建設され、米軍機は好き放題に飛び交い、少女暴行事件など、数々の事件が相次ぎました。

平和条約締結後、全国各地にあった米軍基地は、住民の反対運動で次々に沖縄に移され、今や沖縄に米軍施設の73.8%が集中しています。

一日も早く「沖縄から基地をなくし平和な島にする」。それこそ「特別のご高配」であり、それ以外にありません。

### 【日本国憲法 第9条】

1 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

# いつか来た戦争への道

弁護士 山口 健一

## 戦争法案反対のマスコミをつぶせ

「沖繩の2紙はつぶせ、そのためには、スポンサーに圧力をかけて広告を出させないようにすればいい」辺野古に基地を作ることに反対し、戦争法案に反対する琉球新報と沖繩タイムスをつぶせというのです。

これが、私たちが選んだ国会議員の発言なのです。

しかも、その数37人。ほとんどが若手、中堅という。今後の日本の将来を担っていくであろう人たちです。このとき講演に呼ばれた著名な作家は、その後「ほんとうにつぶれてほしいのは朝日、毎日、東京」だとまで言い出しています。

「愛国という風潮が広がる中で、そのことに対する危険性を警告するメディアから手を引き、愛国的なメディアにお金を出す企業が増える可能性は決して否定できない」という声もあります。メディアがだんだん

変質していく。国民は、変質したメディアに引きずられていく。

気がついた時には、もう批判することが許されなくなっている。「非国民」というレッテルを貼られて。そんな時代がもう目の前に来ているような気がします。

## ほとんどの憲法学者が、

## 安保関連法案は憲法違反と明言

憲法は改正すべきであるとかねてから明言し、その点では、安倍政権と軌を一にしていた憲法学者からも、違憲とされました。これに対し政府は、学者が日本の将来に責任を持つているわけではない、責任を持つていっているのは政府であって、政府の解釈こそ正しいと強弁します。そして、憲法を法律に合うように解釈しているとも明言します。

私たちは、中学校で憲法を習いました。そこでは、憲法こそが、最高法規、これに反する法律は憲法違反

として、そもそも作れないのだと学びました。憲法を専門とするほとんどの学者が、憲法違反とする法律を、何が何でも数の力で押し切ろう、憲法なんぞ関係ない、通せばこっちの勝ちだというのです。

そんな政府を作ったのは私たちです。しかし、この国が、とんでもない方向に行こうとしているなら、それを阻止するのは今しかありません。そんな法律ができれば、一挙に戦争が出来る国、戦争をしたい国になつて行くのは明らかです。

## この国はどこへ行こうとしているのか。「平和」の名の下に

2015年6月9日の毎日新聞夕刊で作家の半藤一利さん(85)は言います。

「この1年で国はずいぶん変わりましたね。『戦争の芽』は指ではもうつぶせないくらいに育ってしまったようだ。戦後70年の間で、今ほど国会で『戦争』が論じられた日が過去にあったでしょうか。70年間常に平和を論じてきたはずなのに」

「ヒトラーは国会決議を経ない閣



議決定で大統領緊急令を発令させ、ワイマール憲法を空洞化し、いくつかの法を、一束にしてまとめて変え、国民の自由を制限しました。安保法制の進め方にも似ていませんか」

「仮に自衛隊が海外派遣されたとする。『私たちのために戦いに行く彼らを見送ろう』と声が上がる。見送ることは悪いことではないから批判しづらい。しかし見送りに参加しなければ『非国民』呼ばわりされかねない空気がだんだんと醸成されていく。ありえると思いませんか」

なお、半藤氏は、隔月刊誌「こころ」(平凡社)に「B面昭和史」を連載執筆中。

「私たち民衆がかつてどんなふう

に政府にだまされ、あるいは同調し、戦争に向かったのかをどうしても書き残しておきたい」と。

# ブラック企業をなくそう ——「固定残業代」・ある事件から

弁護士 齊藤 真行

## 「ブラック企業」とは

裏社会を連想させて、印象の悪い言葉ですが、大手外食チェーン店などで、若者を使い捨てるような雇用形態が告発される中で、社会的に広まった言葉です。

厚労省が、違法な長時間労働をくり返す企業名を公表すると表明し、「ブラックバイトの規制」が国会で議論されるなど、労働基準法や労働保険法に違反する企業に対する社会的非難が高まっています。

経営者の立場で言えば、労働基準法などの「最低限の基準」を守っているかのチェックをすることで、「ブラック企業」のレッテルを貼られないように気をつける必要があります。労働者の立場で言えば、自分の権利が保障されているかを自分自身でチェックする必要があります。

これから、機会があれば事件報告

や裁判例の紹介をしていきたいと思っています。

## ある事件——残業代請求に対して「固定残業代」を主張

A社は、従業員二十数名の会社で、営業部門と工場部門があります。Bさんは、営業部の社員で、入社から約1年後、他の社員の退社があつて年長者になったということで課長の肩書きをもらいました。同じ頃、「頑張っている」ということで基本給を上げてもらいました。給料明細の役付手当欄はゼロのままでした。

Bさんは、残業をしても残業代をもらえていなかったため、裁判を起しました。裁判でのA社の答弁は、基本給の一部（定額）が「役職手当兼残業代だ」という主張でした。

つまり、あらかじめ一定の決まった額を残業代として払っている、ということなのです。これを「固定残業代」と言います。「固定残業代」には基本給と別の手当として支払う場合（定額手当制）と、基本給に含ませて支払う場合（定額給制）があるとされていますが、本件は後者の定額給制になります。

## 「固定残業代」が認められるためには——裁判所の考え方

本件のような定額給制についての裁判所の考え方は、原則的に認められず、例外的に認められるためには、時間外労働はあくまでも例外的に許されるものなので、①本来の基本給と残業代が金額的にはっきり区別されていること、

②残業代に相当する定額部分が、月何時間の時間外労働に対する残業代か明らかになっていること、③基本給中の定額残業代以上に時間外労働をした場合に、必ず超過分の残業代が支払われる保障が必要だ、ということです。

## 結末は？

本件では、①A社が主張する定額残業代が社員に周知されていなかったこと、②その定額が何時間の時間

外労働分なのか説明できなかったこと、③超過分の残業代が支払われた実績が全くないことなどから、A社の主張は大変苦しいものでした。結局、A社は裁判所の説得を受け入れて、和解によって、ほぼBさんの請求金額どおりの残業代を払うことになりました。

残業（時間外労働）については、裁判所も労基署もかなり厳格な考え方をしていると行ってよいと思います。機会があれば、残業にまつわる他の話題も提供したいと思います。



# 司法修習生

弁護士 山口 昌之

当事務所では、「司法修習生」を受け入れています。

## 司法修習生とは

司法修習生は、司法試験に合格した後、裁判官、検察官、弁護士になるために、約1年間にわたって研修を行い、卒業試験に合格すればその資格を得ることができます。司法修習は、埼玉県和光市にある司法研修所において行う集合修習と、全国の都道府県別に配属されて行う実務修習に分かれています。

集合修習では、司法研修所において、現役の裁判官、検察官、弁護士の教官から、講義を受けたり、書面

を作成する訓練を行います。

実務修習では、各地域の裁判所、検察庁、弁護士事務所に順番に配属され、実際の事件処理を間近で見たり、書類を作成したりします。裁判所では、法廷の中から実際の裁判を傍聴し、検察庁では被疑者の取調をするなどしています。弁護士事務所では、事務所内での打合せに同席するほか、裁判所に同行したり、現地調査を一緒に行ったり、被疑者・被告人と接見室内で一緒に接見を行うなどしています。

## 私の修習生時代

弁護士になるためには、この司法修習を終了する必要がありますが、当事務所の弁護士も全員この司法修習生を経験しています。

司法修習生への教育は、未来の日本の司法を担う若手育成のために、なくてはならないものです。私自身は、もう10年ほど前になりましたが、広島県で実務修習をしていました。当時、先輩の裁判官、検察官、弁護士の方々から教えていただいたり、実際の事件で見聞きたことは、今でも私の弁護士としての力となって

います。

当時のことを振り返ると、それまでは経験したことがなかった生の事件に触れながら、将来どのような弁護士になりたいかを考えていたことが懐かしく思い出されます。

## 皆様のご理解を

当事務所では、実務修習地を大阪

に配属された司法修習生の、弁護士事務所での修習を受け入れていきます。したがって、皆様が当事務所にご相談にいられた際、司法修習生の同席をお願いすることがあります。もちろん、事件の性質や皆様のご要望によつては控えることもありますが、司法修習生の仕事が実際の事件を見て勉強をするという性質上、同席をご了承いただけると幸いです。司法修習生は、弁護士



と同様、法律上守秘義務を負っていますので、皆様からお聞きした内容を外で話すことはありませんので、ご安心ください。

皆様には、ご迷惑をおかけすることがあるかもしれませんが、将来の若手法曹を育てるという目的をご理解いただき、ご協力いただければと思います。

# 行政に関わる 弁護士の仕事

弁護士 東 尚吾

はじめに

弁護士の業務は様々です。貸金、交通事故、離婚や相続などの民事案件のほか、刑事案件があります。また、最近では行政分野にも弁護士が積極的に関与しており、私が関心のあ  
る分野の一つです。今回は、その一端をご紹介します。

## 行政との関わり方

行政分野への弁護士の関わりも様々です。行政分野においては、法律に基づく行政により、行政サービ

スの質の維持・向上をはかり、住民福祉を増進していくことが重要で  
す。

そして、もし、行政に違法や不正があれば、それを正すことが必要で  
す。

そのための手段としては、典型的には、行政に対峙し、訴訟等を通じて、行政機関の違法を正す、という  
ものです。住民訴訟や行政処分  
の取消訴訟などで、いわば「外から正す」というものです。

最近では、弁護士が行政機関に任期付公務員として飛び込んでいき「内から正す」ということも増えてきました。外からだけでは見えない行政  
実務の現場において、多くの弁護士が活躍しています。また、行政機関  
が設置する付属機関や第三者委員会などの委員で活躍する弁護士もいま  
す。

## 包括外部監査制度

私が行政機関に関与しているもの  
の一例としては、昨年度より、ある  
地方自治体の包括外部監査人補助者  
という立場で行政機関に関与してい  
ます。包括外部監査制度は、あまり

知られていない制度かもしれませんが、かつてカラ出張やカラ残業などの不正な  
公金支出が問題となったことを契機として、外部からの専門的  
な知見によるチェックが必要であるとして平成9年の地方自治法改正に  
よって導入された制度です。

行政実務が法律に適合して実施さ  
れているかのチェックは当然のこと、公金の支出に無駄はないか（最  
少経費最大効果）、組織運営が合理的  
になされているかといった観点か  
ら、対象とする特定のテーマを設定  
して行います。外部監査人はチーム  
を編成し、1年間をかけて（実際には  
もう少し短いですが）、関係記録  
を閲覧したり、施設の視察を行った  
り、また自治体の職員の方々等から  
ヒアリングを実施するなどして、監  
査の結果や意見を取りまとめ、その  
内容を、最終的には議会などに報告  
するというものです。

私はチームの一員として関与し、  
大変な作業ではありますが、普段知  
ることのできない行政現場の実情や  
課題を目的の当たりにし、専門家の視  
点のみならず市民目線からも、改善  
策を検討し、意見を発信するという

ことは、より良い行政の実現のため  
には大変意義深いものであると感じ  
ています。

なお、私が昨年度、外部監査人補  
助者として関与しました監査結果報  
告書も公開されています。

<http://www.city.sakai.lg.jp/shisei/sonota/kansa/kansakajokyo/hokatsu/sochijokyo.files/15houkatsu.pdf>

## やうかん

より良い行政を実現するために、  
いかに弁護士が関与して知恵を絞る  
か。大変重要であり興味深い分野で  
あると考えています。





## 母のふりかへ

弁護士 山口健一



平和のひとつ

私が小学生のころ、放課後や休みの日に、亡母と、よく畑で農作業をしていました。そんな母が、時々畑仕事の手を休めて、私に戦争の話をすることがありました。

「もし戦争が起ころうとしても、お前を絶対に戦争に行かせない、徴兵を命令されても、行かせない、私が代わりに行く」。

近所には戦死者のたて家が数多くありました。畑の近くには、大きな墓地があり、墓石には、ニューギニアで戦死、アッツ島で戦死などと刻まれていました。

昭和30年代の話です。

## 「流れに身を任せずに」

弁護士 東 尚吾



富士山頂にて

最近の政治をみるに、国のあり方や国同士のことは、立場や価値観によってとらえ方

が大きく異なるのでしようが、平穩に過ごせる毎日があるにしたいと思う気持ちを基本にすえたいと改めて感じるとともに、先人の知恵や歴史に学ぶ姿勢を忘れてはならないと強く思います。

世の流れに身を任せ、知らぬまに「超えてはならぬ一線を超える」ことの無いよう、一人一人ができることをしなければならぬのだと思っております。

## 「靖国神社」

弁護士 山口昌之



夏に思う

今年、東京へ行った機会に、初めて靖国神社に行ってみました。これまでニュース等でよく耳にしていたものの、実物を見ずに、その成り立ちや

歴史的な位置付けについてはほとんど知らないまま、やや偏った見方だけをしているような気がしたからです。

実際に行ってみると、過去の外国との戦争に関する資料に加えて、戦争で亡くなられたたくさんの方の、そして多くは若い方の写真が多く掲示されていました。

戦争で命を落とすことは、絶対にあってはならないことだと、改めて感じました。

## 「安倍はん、偉いんや」

弁護士 齊藤真行



東大阪・ぬかた園地あじさい園に行ってきた

安倍はん、偉いんや。憲法解釈、政府が自由に変えられんねんで。憲法を法律に合わせる言うた大臣さんもいてはる。昔、「朕は国家なり」言うた王様がいてはったそうやけど、安倍はんらも「朕は国家なり」でんな。

そやけど、経済成長優先か、社会保障優先か、政治的考えは色々あっても不思議やないけど、国家の根本法、憲法の

解釈を時の政府が自由に変えられるちゅうのは、けつたいちやいますか。そうなりよつたら何を信じていいかわからんようになる。磁石の指す方向が信じられんなら、どっちが北でどっちが南かわからへん。そんなときは、安倍はん、きつと言わはるわ。「私が北極星です」。安倍はん、やつぱ、偉いんや。

# あの時の「トマト」

弁護士 藤原智絵

降り注ぐ真夏の光。ただよ  
う雲と青空。はちきれんばか



祖父と1歳の夏

りの真つ赤なトマトを、もい  
で手渡してくれた祖父の骨  
張った手。口いっぱいほおば  
ると、「太陽の味」がしました。

人間の想像力というのは、  
現実という限界をなかなか超  
えられないものです。失つて  
初めてその貴重さに気付く、  
そんな経験を繰り返しながら、  
日々は過ぎていきます。

1945年8月、終戦も知  
らされぬまま、隊員の命が  
次々と消えていく中、ビルマ  
の山中を生き抜いた祖父。つ  
ないでくれた命と、もう味わ

# 小学校の記憶

税理士 山口裕之

小学校低学年の頃、当時  
通っていた学童保育に、はだ



夏の1枚

しのゲンの漫画がありまし  
た。原爆により父親や兄弟が  
亡くなり、また、熱線により  
大火傷を負った画家志望の男  
性の描写や、栄養失調で原爆  
症の妹のためにアルバイトを  
始めるゲンなど、その頃はあ  
まり意味もわからずに、ただ  
戦争は恐ろしいものだとい  
メージだけを持っていまし  
た。

今年には戦後70年、二度とこ  
のような惨劇を繰り返しては  
いけないと、改めて当時の記  
憶を思い出します。

うことのできないトマトを思  
いながら、立ち止まって考え  
る夏です。

# シリアでの思い出

弁護士 枝川直美

大学生の頃、姉が青年海外  
協力隊員として活動していた  
シリアに遊びに行きました。  
当時は治安も良く、ヨーロッ  
パからは多くの観光客が来て  
いました。アレppo城やバル  
ミラ遺跡などを観光し、姉が  
勤務していたアレppo大学の  
学生と交流しました。

ニュースであの頃と変わり  
果てたシリアの現状を見るた  
び、平和はもろいものだと感  
じます。日本の平和を守りた  
い、世界中に平和が訪れてほ  
しいと願います。



アレppo市内のレストランにて

# 「夏の口」

事務局 塚本美幸

6月23日、沖縄慰霊の日の  
ニュースを見て、7歳の孫「戦  
争って喧嘩することやな。み  
んな仲良くせなあかんねん  
で」、10歳の孫「戦争して得  
する人は誰? いっぱい人が死  
んで、家も焼けるのに。戦争つ  
て人殺しやな」こんな小さな  
人たちが考えてもわかるこ  
と。

紺碧の海が血の海になるよ  
うな、何百人の人殺しが当た  
り前になるような、そんな日  
が二度とこないために、たく  
さんの尊い犠牲の上にある平  
和を手放さないためにできる  
こと、今しなければならぬ  
ことを考え続ける夏です。



# 穏やかな日々

事務局 北野佳名子



日々の生活で平和な時間と  
感じるのは、トラブルがなく  
心配ごとがないときです。

子どものころは、新しく始  
めてみることも多くて一年毎  
が長く感じていたけど、大人  
になるとあつという間に時間  
が過ぎていくように感じま  
す。

新しく学ぶことで、敏感に  
いろんなことを感じたい。新  
しいことに挑戦するとき、注  
意力を高めて集中することが  
とても大切でエネルギーが  
たっぷり必要だけど、チャレ  
ンジすることを恐れず、穏や  
かな毎日が過ごせるといいな  
と思います。



### 小さな小さな平和の話

事務局 近藤裕子

は弁護士たちが不在の昼下がりです。たまった仕事を予定通りこなしていける穏やかな時間、とても貴重です。弁護士が帰所すると、ことは予定どおりに運ばなくなりません。激務をこなす弁護士を補助する仕事なので、それも当然なのでしょうが…。

など言いながら、それでも弁護士が事務所です。ドシツと構えている時の安心感はやほりなにもものも代えがたく、事務職員としてそれもまた平和を感じる時なのです。「平和」って複雑ですね。

### 戦争のない日本で

事務局 澤田智子

私にとつての平和とは、私が幸せに感じることは…蛇口をひねればお水が出る。

家族で穏やかに団らんの時

毎日明るい電気の下で食事ができる。

など、日常の本当にさりげない当たり前のことは、すべて平和の上に成り立っているのだと改めて気づかされます。

### 「南太平洋の楽園」

事務局 吉田光範

太平洋戦争で激戦地だったペリリュー島を天皇陛下が慰霊に訪れたというニュースはまだ記憶に新しい。

今年92歳になる私の父は、当時、戦艦長門の乗組員としてミッドウェー、マリアナ沖、レイテ沖等の海戦に参加しながらも今日まで生き延びるこ

とができた。父はこのペリリュー島にも防衛陣地構築のため数ヶ月滞在したことがあったという。

2年前の夏、父と共にパラオ諸島を訪れた。1万人を超える戦死者を出した激戦の地とは想像もつかない南太平洋の楽園だった。戦争体験については多くを語らない父だが美しい海を見つめ、目を細めながら「かわいそうだったな」とぼつりとつぶやいた。今平

和が危うい。自分でできることは何か考え、力を尽くしたい。



### 毎年の夏

事務局 富田宏史

小学校入学から5年生まで、広島県内の小学校に通っていたことがあります。広島県の小学校は、毎年8月6日は全校登校日です。

被爆者の体験を聞いたり、原爆に関するアニメや映画を見て育ちました。本やマンガも図書室や教室にあり、みんなで回し読みしていたことを



悲惨な戦争は、過去のものとして育ってきました。母になってまだ半年ですが、これまでの70年が平和であったように、我が子も戦争のない日本で育てていきたいと強く思います。

思い出します。

今年5月に国連で行われたNPT（核兵器不拡散条約）再検討会議では、核の非人道性や核兵器禁止を訴える国際潮流が拡大していること、日本も各国の指導者に被爆地への訪問を訴えるなど前向きな動きが評価された一方で、残念ながら最終合意文書の採択には至りませんでした。

毎年、暑い夏、8月6日と9日は、自分自身の中で平和について考え思いをはせる日になっています。



事件回顧録

ある障害を負った男性との出会い

弁護士 藤原 智絵

出会い

彼に出会ったのは、平成22年10月のことでした。通された病室のベッドの上で、彼はうつろな目をしていました。自発的な言葉はなく、聞かれたことに「はい」と答えるのがやっとでした。右手はほとんど動かず、筋力の落ちた身体を起こし、静かに呼吸をしていました。当時修習生だった私は、その姿をただ胸に留めるしかできませんでした。

事件

たった一ヶ月前まで、彼は元気な青年でした。医薬品の登録販売者資格の勉強をしながら、ドラッグストアでパート勤務をしていました。しかし、同年9月、職場の休憩室で先輩パートと仕事を巡って口論となり、左頭部を殴られました。その後、意識を失って倒れ、病院に緊急搬送

されました。下された診断は、頭蓋骨骨折による急性硬膜外血腫と重度の意識障害。

再会

殴打によって頭蓋骨が骨折し、脳動脈の出血による血腫が脳を圧迫して意識不明の重体となったのです。緊急手術により一命は取り留めたものの、彼には言語、動作、記憶といった脳機能に大きな障害が残りました。この日を境に、彼は高次脳機能障害者になってしまったのです。

私が彼に再会したのは、平成25年2月でした。彼は、懸命なりハビリと家族の献身的な支えにより、徐々に言葉を取り戻し、生活動作を辛うじてこなすまでに回復していました。しかし、状況判断や短期記憶等が難しく、就労はかなわないと思われました。

加害者は事件直後から、彼が傘で

殴りかかったため、それをよけるために左頭部を殴ったと主張していました。しかし、彼には事件の記憶がほとんどありません。事件後に行った労災申請でも、労基署は、自招災害であると判断し、何らの公的補償も出ませんでした。彼の治療費や生活費はすべて、一歳違いの姉が中心となり負担をしていました。

訴訟

平成25年11月、加害者とドラッグストア運営会社を相手に損害賠償請求訴訟を起こしました。

最大の争点は、事件当日、彼が加害者を傘で殴りかかったか否か。加害者側が正当防衛を主張する中、濃厚な彼が先に攻撃をするはずがないと反論をしましたが、彼の記憶喪失という立証の壁に直面しました。しかし、仮にそうであったとしても、加害者の行動は過剰防衛であり、彼一人が損害を負担するのはあまりに不公平だと考えられました。

平成26年9月、彼は努力が報われ、パートとして働き始めました。

訴訟終盤に行った尋問。彼は、「毎日

な心情を語りました。経済的に支える姉への思いを聞かれ、沈黙の後、「申し訳ないという言葉しかない」と声を振り絞り、泣きました。「仕事をしてお金をもらえて、本当に嬉しい。」37歳の彼が語る言葉は、障害を負いながらも懸命に生きる今を映し出していました。

解決

彼の言葉が届いたのでしょうか。裁判官の積極的な関与により、今年5月、1850万円での和解が成立しました。解決金は、彼の負ったハシンドを生涯にわたって補うには少ないものです。しかし、彼と家族の約5年にわたる苦労がわずかでも報われた瞬間でした。

この事件を根底で動かしたものは、やはり彼自身の努力と家族の支えだったと思います。彼は苦しみながら現実を受け止め、回復を続けました。その姿に私自身いかに支えられたことか。誰かに一瞬でも寄り添い、その誰かが笑顔になることこそが、純粹な喜びだと改めて感じさせてくれた事件でした。

# 選挙年齢が18歳に

—改正公職選挙法について—

弁護士 枝川 直美

## 改正法について

平成27年6月17日、選挙権年齢を20歳以上から18歳以上に引き下げ、改正公職選挙法が成立しました。来年の参院選から、18歳、19歳の約240万人（全有権者の2%程度）が新たに有権者となります。現在、若

い人の投票率低下が深刻な問題となつています。昨年の参院選では全体の投票率は52・66%。60歳代以上は全体の投票率を大きく上回っているのに対して、20歳代は32・58%に過ぎませんでした。今回の法改正は、政治参加の関口を広げ、若い世代の声を政治により反映させるという大きな意義のある改革です。

今回、このテーマについて考えてみたいと思つたのは、恥ずかしながら私自身、20歳代前半は全くと言つていいほど、選挙に行つていなかったからです。大学進学を機に、実家を離れ一人暮らしを始めましたが、住民票を実家の住所地に置いたままにしていたため、20歳になって選挙権を得た後も、選挙のために帰省することもなく選挙権を行使しない状態が続きました。今、思えば、きちんと住民票を移動させる必要があったと思うのですが、その時はその必要性をあまり感じていませんでした。

## 主権者教育とは

私自身の経験を振り返つても、選挙権を与えただけでは、若い

世代の政治参加を促すのに十分ではないと感じます。そこで今、注目されているのが主権者教育です。

主権者教育とは、憲法や安全保障など意見が分かれる政治的テーマを教育現場で取り上げ、有権者としての意識を育んでいくというものです。有権者の自覚を養う主権者教育は、主に中学や高校の公民の授業を通じて行われますが、教育基本法14条で定めた政治的中立性を重視するあまり、十分な主権者教育ができていないのが現状です。

私の記憶をたどつてみても、中学や高校の公民の授業では、政治の仕組み等について学習するばかりで、今まさに国会で問題となっている政治的テーマについて考える機会はありませんでした。今後は、学校教育での模擬投票の実施や、選挙の意味、政治参加について考える学習を取り入れることにより、若者の政治参加を促す必要があると感じます。

18歳以上に選挙権を与えるということになれば、高校生の時に選挙権を取得するため、学校での教育を受けている時期に選挙に行く機会を得ることができず、親と同居して

いる人も多いため、親と選挙について議論し、一緒に行く投票に行くという人も増えると思われます。それは、親世代が積極的に政治に参加する契機にもなるでしょうし、若い世代が選挙に対する意識を高く持つた中で選挙権を行使できるということになります。

## 少年法改正の議論について

改正公職選挙法の附則では、選挙権年齢が18歳以上になることに合わせ、少年法についても「必要な法上の措置」を求めています。少年法の適用年齢を20歳未満から18歳未満に引き下げることの是非も今後の大きな課題です。

仮に少年法の適用年齢が引き下げられれば、18歳以上はどんな犯罪でも成人と同じ扱いになります。自民党からは、18歳に引き下げたうえで、18歳、19歳は条件を満たせば、特例扱いにして従来の少年と同様に保護する案がなされています。しかし、私自身は、将来の矯正可能性を考慮すべきであり、少年法の適用年齢引き下げについては慎重な議論が必要だと考えています。

# マイナンバー制度が始まります

## 概要

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）は、社会保障・税及び災害対策の分野における行政運営の効率化を図り、国民にとって利便性の高い、公平・公正な社会を実現することなどを目的として導入され、平成27年10月より番号が通知され、平成28年1月より順次利用が開始されます。

税理士 山口 裕之

が記載された「通知カード」が市区町村より送付されてきます。



「通知カード」は、券面に氏名、住所、生年月日、性別（基本4情報）とマイナンバーは記載されませんが、顔写真は記載されません。そのため、本人確認のためには、運転免許証等の提示が必要になります。

そこで、平成28年1月以降、市区町村に申請することにより「個人番号カード」の交付を受けることができます。

マイナンバーとは、住民票を有する全ての方に対して、1人1番号（数字のみで構成される12桁の番号）のマイナンバーを、住所地の市町村長が指定します。一度指定されたマイナンバーは、漏えい等で不正に利用されるおそれがある場合を除き、生涯変わることはありません。

## 「通知カード」と「個人番号カード」

平成27年10月より、マイナンバー

「個人番号カード」は、表面に氏名などの基本4情報と、顔写真、裏面に個人番号が記載される予定となっており、一枚で本人確認のための身分証明書として使用できます。また、住民基本台帳カードと同様、ICチップの付いたカードとなる予定で、自治体等が条例で定めるサービス（印鑑登録等）に利用でき、e-tax等の電子申告が行える電子証明書も標準搭載されることになり

ます。

「通知カード」は、「個人番号カード」の交付の際に返納することとなります。

記載内容に変更があったときは、

市区町村へ届け出て、変更する必要があります。有効期限は20歳以上の方は10年、20歳未満の方は容姿の変化を考慮し、5年となっています。

「個人番号カード」の交付申請書は、「通知カード」送付時に同封されますが、「個人番号カード」の取得を強制しているわけではありません。ただし、国民生活の利便性の向

上に資するものとして、できるだけ多くの国民の皆様を取得してもらうことを政府は考えています。

## マイナンバーが記載される書類

マイナンバーは、税分野においては給与所得の源泉徴収票、給与支払報告書や各支払調書に記載され、また、社会保障分野においては、雇用保険被保険者資格取得（喪失）届や、健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得（喪失）届などに記載されることとなり、様々な関係書類や様式が変更される予定です。

## 社会保障・税番号制度の早わかり

### 社会保障・税番号制度の概要

- 社会保障・税番号制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が導入されます。
- 平成27年10月から、個人番号・法人番号が通知され、平成28年1月から順次利用が開始されます。
- 税分野では、申告書や法定調書など、税務署に提出する税務関係書類に個人番号・法人番号を記載することによって、税務行政の効率化及び納税者サービスの向上などが期待されています。



### 個人番号について

- 個人番号は、12桁の番号で、住民票を有する国民全員に1人1つ指定され、市区町村から通知されます。また、住民票を有する中长期在留者や特別永住者等の外国籍の方にも同様に指定・通知されます。
- 個人番号は、「通知カード」により、住民票の住所に通知されます。
- 個人番号の利用範囲は、番号法に規定された社会保障・税・災害対策に関する事務に限定されています。

### 法人番号について

- 法人番号は、13桁の番号で、設立登記法人などの法人等（※）に1法人1つ指定され、国税庁から通知されます。なお、法人の支店や事業所には指定されません。
- 法人番号は、書面により通知を行うこととしており、例えば、設立登記法人については、番号の指定後、登記上の本店所在地に通知書をお届けします。
- 法人番号は個人番号とは異なり、原則として公表され、どなたでも自由にご利用いただくことができます。

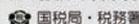
### 特定個人情報の保護措置の必要性

- 番号法では、個人番号の漏えいや悪用などのリスクから特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）を守るため、個人番号の利用範囲や提供を制限するなど、特定個人情報の取扱いについて厳しい保護措置を定めています。

ご不明な点は **マイナンバーのコールセンター**  
0570-20-0178

※ アビリティは通話料がかかります。 ※ 平日9時30分～17時30分（土日祝・年末年始を除く）  
※ 一部電話番号で15分以内の無料通話サービスは、050-3816-9405までお問い合わせください。

裏面には、国税分野におけるポイントが記載してあります。



## 新人紹介

## 「新たな決意で」

事務局 富田宏史



大学卒業後15年間、京都の法律事務所勤務しておりましたが、縁あって4月から山口法律会計事務所に入所することになりました。

これまでは弁護士1名+事務局1~2名の事務所でしたが、突然、大所帯の事務所に替わり、事件や業務の量も増え進行速度も速く、戸惑いつつも、この夏まで必死についてきた感があります。しかし、毎日が新しいこととの出会いで、刺激もあり、充実した気持ちで業務に取り組んでいます。事務所では、山口健一弁護士を先頭に、日常的に弁護士・税理士と事務局が互いにコミュニケーションをとりながら、依頼者や相談者の方々と真摯に向き合っている姿があり、私も事務所の一員として、その懸け橋になれるよう努めますので、よろしくお願いいたします。

趣味は、山登り・トレッキングや剣道（三段：お休み中）など身体を動かすこと、音楽（バロック）・絵画・古典芸能鑑賞などですが、何といつても、ワインとそれに合うアテ作りがココロを癒してくれます。

## 本年1月に事務所を移転しています

新しい事務所は駅から徒歩5分、阪神高速環状線「北浜出口」を降りてすぐ、とお越しいただきやすくなりました。

新事務所 〒530-0047 大阪市北区西天満1丁目7番20号  
JIN・ORIXビル6階

法律部門 TEL 06-6361-3234 FAX 06-6361-0096  
税務部門 TEL 06-6361-3224 FAX 06-6361-0096



○京阪電鉄中之島「なにわ橋」駅3番出口を出て、なにわ橋(ライオン橋)を北側に徒歩5分  
○地下鉄堺筋線・京阪電鉄「北浜」駅26番出口を出て北側に徒歩5分

## 復帰します

澤田 智子

昨年11月17日から産休をいただきおられます。今年1月1日、無事、男の子を出産しました。今は、離乳食をモグモグと食べる姿がとても愛おしいです。

8月1日から職場復帰いたします。新しい生活リズムに慣れるまで大変ですが、気持ちの余裕を忘れずがんばりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

## 編集後記

ゲリラ梅雨かと思えば、いきなりの猛暑日！ あちこちで噴火の兆し！ 今年の夏も油断大敵です。みなさま、ご自愛下さい。安保関連法案が衆議院で可決されました。こちらも油断大敵！ 知らない間に戦争への第一歩が踏み出されないようにしっかりと見張らなければ！ (塚本美幸)

## 業務時間のご案内

月～金曜日 9:00～18:00  
ただし、弁護士の予定により、18時以降の業務もあります。  
休日＝土・日・祝祭日

※ご相談にお見えになる方は、前もってお電話で予約いただければ幸いです。業務時間外と休日は、留守番電話が皆様からのメッセージをお受けしております。Eメールもご利用ください。

URL <http://yamaguchi-law.jp>  
E-mail [office@yamaguchi-law.jp](mailto:office@yamaguchi-law.jp)